

消防予第 198 号
平成 3 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

火災予防条例準則の一部改正について(抄)(通知)

近年、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として、これまでにない形態のもの普及が進んでおり、火災予防の観点から、これに対応した構造等の基準を定めるほか、これらの設備全般にわたって防火安全性の一層の向上を図る必要がある。

また、防火対象物の用途の多様化・複雑化や災害の発生事例等に鑑み、喫煙等をはじめとする火の使用の制限に関する事項や、避難管理に関する事項についても、火災予防上必要な規定の整備を行う必要がある。

そこで、今般、現行の火災予防条例準則(昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号消防庁長官通達)の一部を別添のとおり改正することとしたので、貴管下市町村にこの旨示達され、下記事項に留意のうえ改正準則を踏まえて火災予防条例を改正するよう、よろしくご指導願いたい。

記

- 改正条例案は、できるだけ速やかに議会に提出すること。
- 改正後の火災予防条例の運用については、別途通知する予定であるが、関係者への周知徹底を図り、その実効性が担保できるよう積極的に指導すること。
- 改正準則の規定中「消防長(消防署長)」の取扱いについては、前記通達の記の 3 によること。ただし、改正準則中「消防長」とのみ規定しているものについては、「消防長(消防署長)」と規定しているものと異なり、各消防本部において統一に行うべき内容を定めているものであるため、条例改正の際「消防署長」とはせず、「消防長」(消防長を置かない市町村にあつては「市(町・村)長)」とすること。
- 改正準則附則の規定中「平成 年 月 日」の具体的な日付けについては、改正条例の公布予定日から起算して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる期間を経過した年月日とすること。

区分	期間
附則第 1 項	3 月
附則第 6 項	6 月

	(施行日から 3 月)
附則第 3 項及び第 5 項	1 年 3 月 (施行日から 1 年)

〇〇市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例(準則)要綱

第 1 火を使用する設備及び器具並びにその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備及び器具に関する事項

1 液体燃料若しくは気体燃料を使用し、又は電気を熱源とする設備について、立消え安全装置、過熱防止装置等の安全装置に関する規定を設けること。(第 3 条関係)

2 入力 30 万キロカロリー毎時以上の設備は、不燃材料で区画された室内に設けるべきことを定めること。(第 3 条関係)

3 従来「炉及びかまど」の一種とされていた厨房設備について独立した規定を設け、ダクト火災を防止するために必要な構造等の基準を定めること。(第 3 条の 4 関係)

4 内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機、放電加工機(加工液として危険物を用いるものに限る。)屋外に設ける発電設備及び屋外に設ける蓄電池設備について、新たに火災予防上必要な位置、構造等の基準を定めること。(第 9 条の 2、第 10 条の 2、第 12 条、第 13 条及び第 44 条関係)

5 設備の点検整備に関して必要な知識及び技能を有する者の指定を消防長が行うこととし、設備の点検整備を行うべき者の明確化を図ること。(第 3 条、第 11 条及び第 18 条関係)

第 2 火の使用に関する制限等に関する事項

1 消防長(消防署長)が指定することにより喫煙等を禁止することができる場所として、文化財である建造物の内部又は周囲を加えるとともに、禁煙、火気厳禁及び喫煙所である旨を表示する際に、文字標識と併せて用いる図記号の図柄を定めること。(第 23 条及び別表第 7 関係)

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の可燃物の除去その他火災予防上必要な措置を講ずるべきことを定めること。(第 24 条関係)

3 自動車の解体作業において必要な防火管理について定めること。(第 28 条関係)

第 3 避難管理に関する事項

1 ディスコ、ライブハウス等の関係者は、非常時において、すみやかに特殊照明及び音響を停止する等、避難上有効な措置を講ずるべきことを定めること。(第 37 条の 2 関係)

2 消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸に設ける施錠装置に関し、必要な機能又は構造について定めること。(第 40 条関係)

第 4 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第 5 経過措置に関する事項

改正後の規定のうち、既に設置されている設備等で、その構造上改正後の規定に適合させることが困難であると認められる等の事由が存するものについては、遡及適用を行わないこととし、また、施行日までに改正後の規定に適合させることが困難であると認められるものについては、施行日から 1 年間に限り、なお従前の例によることとする等、所要の経過措置を設けること。(附則関係)

(以下略)